

令和 年 月 日

島根県知事 丸山達也 様

応急危険度判定士名簿記載事項の一部を一般社団法人島根県建築士会に  
情報提供することについて

住 所

氏 名  
( 署 名 )

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定（登録証更新）申請にあたり、島根県  
地震被災建築物応急危険度判定士登録者**名簿記載事項の一部**（判定士認定番号、氏名、住所、  
**勤務先名称、電話番号（住所及び勤務先）**）が一般社団法人島根県建築士会に情報提供される  
ことについて、

- ・ 承諾します。

どちらかに○をしてください。

- ・ 承諾しません。

\*島根県と一般社団法人島根県建築士会とで、次のとおり「島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集  
に関する協定」を締結しており、県は同建築士会へ判定士に関する個人情報の一部を提供することにして  
おります。

#### 1. 島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定（抜粋）

（協力要請）

第3条 島根県は、**地震災害が発生し、被災市町村から判定士の派遣に関する支援要請を受けた場合  
には、建築士会に対して判定士の招集に関して協力を要請するものとする。**

（協力）

第4条 建築士会は、島根県の前条の規定に基づく要請があった場合は、会員である判定士等に対し  
て、速やかに島根県の要請内容を伝え、判定活動への参加意思を確認する。

（協力のための準備）

第6条 **島根県は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を建築士会に交付し、新規登録、更新又は登  
録事項の変更があった場合には、遅滞なくその旨を建築士会に通知するものとする。**

#### 2. 一般社団法人島根県建築士会へ提供する情報

**判定士認定番号、氏名、住所、勤務先名称、電話番号（住所及び勤務先）**

#### 3. 個人情報の取り扱い

一般社団法人島根県建築士会への情報提供は、**判定士招集の目的以外に使用することはありません。**